

平成二十七年八月二十七日付け広島県報（定期）第六十七号に登載の広島県告示第五百十  
四号（指定施業要件変更予定保安林にする旨の通知）の一部を次のように訂正する。

農林水産局森林保全課長

ページ	一
行	一六から一七ま で
誤	(三) 主伐として伐採をするこ とができる立木は、当該立 木の所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定め る標準伐期齢以上のものと する。
正	(三) 主伐として伐採をするこ とができる立木は、当該立 木の所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定め る標準伐期齢以上のものと する。 (四) 間伐に係る森林は、次の とおりとする。